

2 紺綬褒章

(1) 概要

紺綬褒章は、褒章条例改正により、大正7年に制定された（大正7年9月19日勅令第349号）。この褒章は、公益のために私財を寄附した者に授与されるもので、この褒章の制定前は、「金銀木杯金円賜与手続」（明治16年3月26日太政官達第17号）に基づいて賞杯又は褒状が授与されていたが、これを改めて、褒章条例中に1項を加え、新たに紺綬褒章を設けたものである。

紺綬褒章の授与の基準は、当初寄附金額1万円とされていたが、貨幣価値の変動に伴い、昭和22年12月に10万円に、昭和39年7月に100万円に、更に昭和56年1月に個人は500万円、団体は1,000万円に引き上げられた。なお、寄附者が団体のときは褒状が授与され、高額寄附者（個人に限る。）に対しては褒章と木杯が併せて授与されることとされている。

紺綬褒章は他の褒章と異なり、毎月1回原則として月末の閣議に諮り、上奏・裁可を経て、その翌日付けで発令している。

(2) 授与の要件

① 寄附の主体

ア 紺綬褒章の授与の対象となる寄附の主体は、個人又は団体（法人格を持たない団体を含む。以下同じ。）とする。ただし、次に掲げる団体は、寄附の主体とならないものとする。

(ア) 国及び地方公共団体

(イ) 独立行政法人

(ウ) 法律により直接設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）

(エ) 国又は地方公共団体の出資により資本金又は資産の全部又は一部を構成する団体

(オ) 地方公共団体の施策遂行の補助手段として設立された団体であって、当該地方公共団体の職員が役員又は職員を兼ねているもの

(カ) 団体の目的を達成するために、寄附又は助成を行うことを当該団体の固有の事業とする団体

(キ) あまねく寄附の募集を行い、当該寄附の募集によって得た金品を寄附することを目的とする団体

(ク) 永続性の乏しい団体その他寄附の主体としてふさわしくないものと認められる団体

イ 国（公）立学校設立期成会、公立公民館建設促進委員会、国民体育大会実行委員会等寄附の募集によって得た金品を国又は地方公共団体に寄附することを目的とする団体（以下「期成会等」という。）に寄附を行った個人又は団体は、紺綬褒章の授与の対象となるものとする。この場合において、期成会等を②に規定する公益団体として認定する必要はない。

ただし、期成会等の寄附募集事務経費（寄附募集に関して支出される人件費、設備費、消耗品費等のすべての経費をいう。）が募集された寄附の総額の 2 割を超えるときは、当該期成会等の寄附の募集に応じて寄附を行った個人又は団体は、紺綬褒章の授与の対象としないものとする。

ウ 複数の個人又は団体が連名で寄附を行ったときは、当該個人又は団体の集まりのうち、個々の個人又は団体が紺綬褒章の授与の対象となるものとする。

② 寄附の客体

ア 個人又は団体が寄附を行ったときに、当該個人又は団体が紺綬褒章の授与の対象となる場合の寄附の客体は、国、地方公共団体又は公益団体（賞勲局の認定を受けた団体をいう。以下同じ。）とする。

イ 公益団体認定の手続

公益団体の認定は、公益を目的とし、法人格を有し、公益の増進に著しく寄与する事業を行う団体のうち、当該団体の設立目的、活動範囲、収入源、運営状態等を考慮して、賞勲局において行っている。なお、宗教宣伝を目的とする団体は、公益団体として認定しないものとして取り扱っている。

公益団体の申請等は、当該団体の所管省庁（公益社団・財団法人等にあつては、当該法人が公益目的事業として行う業務に関係の深い省庁）から行うこととなり、定款、登記事項証明書、役員名簿、決算書、事業報告書、寄附金受入調書及びその他必要な書類を添付することとされている。

なお、認定公益団体の一覧は賞勲局HPに掲載されている。

③ 寄附の態様

ア 紺綬褒章は、「紺綬褒章等の授与基準について」（昭和 55 年 11 月 28 日閣議決定。以下「授与基準」という。）に定める金額以上の寄附を行った個人又は団体に授与するものとする。この場合において、当該寄附が通貨又は小切手以外の動産又は不動産によるときは、当該動産又は不動産の評価額が授与基準に定める金額以上であることが明らかでなければならない。

イ 同一の寄附の客体に対し、目的が異なる二以上の寄附が行われた場合は、寄附の

申込みの日が同日であり、かつ、当該寄附の収納手続の完了の日が同日であるときに限り、一の寄附が行われたものとみなす。

ウ 同一の寄附の客体に対し、寄附の分納が行われた場合は、あらかじめその客体に対して分納の申出があり、かつ、各分納の日が全て平成 29 年 4 月 1 日以降である場合に限り、一の寄附が行われたものとみなす。

なお、同一の寄附の客体に対する寄附のうち、その分納の日が平成 29 年 3 月 31 日以前のものを含むものの取扱いについては、従前の例による。

エ 寄附を行うことによって顕著な利益を得ることになると認められる個人又は団体は、紺綬褒章の授与の対象としないものとする。

(3) 授与の手続

① 候補者の推薦

ア 紺綬褒章の授与に係る候補者（以下「候補者」という。）の推薦は、様式 1（P.133 参照）により、各省各庁の長が内閣総理大臣に対して行うものとする。この場合において、寄附の客体と各省各庁の長との関係は、次のとおりとする。

(7) 国が寄附を受けた場合は、当該寄附の目的に係る業務を所管する各省各庁の長が候補者を推薦する。

(4) 都道府県が寄附を受けた場合は直接、市町村が寄附を受けた場合は都道府県を経由して、当該寄附の目的に係る業務を所管する各省各庁の長へ候補者の推薦について申請する。

(9) 公益団体が寄附を受けた場合は、各省各庁の長が設立を許可した団体にあつては直接、都道府県知事が設立を許可した団体にあつては都道府県知事を通じて、当該寄附の目的に係る業務を所管する各省各庁の長へ候補者の推薦について申請する。

イ 各府省等は、アの推薦を行うに当たっては、様式 2（P.135 参照）により、あらかじめ賞勲局に協議するものとする。

② 提出書類

ア ①のイの協議に関する提出書類は、次のとおりとする。（用紙は A4 判たて、横書きを基本とし、左綴じとすること。）

ただし、通貨又は小切手による寄附の場合は(エ)価格評価書を、寄附の主体が団体の場合は(カ)刑罰等調書及び(キ)戸籍抄本を必要としない。

(7) 寄附調査書 様式 3（P.137 参照） 1 部

(4) 寄附申込書 様式 4（P.138 参照） 1 部

(ウ) 寄附受領書 様式5 (P.138 参照)	1部
(エ) 価格評価書	1部
(オ) 履歴書又は団体の定款、寄附行為若しくは会則等	1部
(カ) 刑罰等調書 (P.57 参照)	1部
(キ) 戸籍抄本	1部

イ 期成会等を経由した寄附に係る協議の場合は、アの提出書類のほか、期成会等の設立趣意書、会則、規約等期成会等の目的及び活動内容を明らかにする書面、期成会等の経理明細書（募集金額、寄附募集事務経費等期成会等の収支を明らかにするもの）並びに期成会等の寄附の募集に応じて寄附を行った個々の個人又は団体に対する期成会等の受領書を添付しなければならない。

ウ 複数の個人又は団体が連名で行った寄附に係る協議の場合は、アの提出書類のほか、当該寄附の個人又は団体別内訳を明らかにする書面を添付しなければならない。

③ 書類の提出期限

ア ①のイの協議に関する書類の提出は、寄附の客体が、個人又は団体が行った寄附の収納手続を完了した日から起算して1年以内に行うものとする。この場合において、期成会等を経由した寄附又は複数の個人若しくは団体が連名で行った寄附の協議に関する書類の提出期限は、寄附の客体が当該期成会等による寄附又は連名による寄附の収納手続を完了した日から起算する。

イ アの提出期限を経過した場合においては、遅延の理由により、やむを得ない事情があったと認められるときに限り、協議に関する書類を受理するものとする。

④ 受章環境・死亡等による異動の確認

個人又は団体が行った寄附の収納手続きが完了してから閣議決定までに1年以上の期間が経過する場合が想定されるため、受章環境、死亡等による異動の確認を依頼書 (P.133 参照) 提出の際に再度行うものとする。

なお、紺綬褒章候補者が死亡した場合は、遺族追賞として取り扱うこととなる。
※遺族追賞については、P.109 参照のこと。

ア 紺綬褒章も、勲章等その他の栄典と同様に、有罪の判決を受けたことのある者等で、紺綬褒章を授与するにふさわしくない者については、授与しないこととしている。その取扱いは、第3章 (P.141 参照) に述べるとおりである。

イ 破産宣告又は破産手続開始決定を受けてその取消しの決定が確定していない者に

は、紺綬褒章を授与しないものとする。

ウ 公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条の公職をいう。）の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内の寄附の客体に対し寄附を行ったときは、紺綬褒章を授与しないものとする。

⑤ 閣議決定、裁可、発令及び伝達

紺綬褒章の授与については、毎月末の閣議において取りまとめて諮り、閣議決定の上、裁可を得て、裁可の翌日付けで発令している。

また、紺綬褒章の伝達は、賞勲局から各府省等を経由して行っている。

(4) 褒章、褒状及び木杯の授与

寄附者が個人の場合は紺綬褒章が、団体の場合は褒状がそれぞれ授与される（褒章条例第 1 条、第 2 条、紺綬褒章等の授与基準）。

- ・ 紺綬褒章 個人 寄附金額 500 万円以上
- ・ 褒 状 団体 寄附金額 1,000 万円以上

また、高額寄附者（個人に限る。）に対しては、紺綬褒章に併せて木杯が授与される。その基準金額は、次のとおりである。

個人 寄附金額	木 杯
1,500 万円以上 2,500 万円未満	木杯 1 組台付（5 号）
2,500 " 5,000 "	" (6 号)
5,000 " "	" (7 号)

再度以上、500 万円以上を寄附した個人の場合には、紺綬褒章に代えて飾版が授与される（褒章条例第 3 条）。

なお、紺綬褒章の裏面には、他の褒章と異なり氏名は記入されない。